

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 4 月 2 4 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりである。

ア 業務委託名 国民健康保険資格確認書等交付業務

イ 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

(2) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有すること。

イ 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

オ 市税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 1 時

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所 1 階 1 - A 会議室

(3) 入札保証金 入札金額の 5 / 100 以上（1 円未満切上）

ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。

納付方法等については、秋田市財務規則および別紙「入

札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

(4) 契 約 日 落札の通知を発した日から起算して7日以内

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記入すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、令和8年5月8日（金）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 営業経歴書

ウ 実績調書

エ 誓約書

オ 納税証明書（令和7年度）

(ア)秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

(イ)秋田市に納めた固定資産税

(ウ)納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座により納付している場合は、納税課で交付する「市民税振替済のお知らせ」の提出でも可

(エ)固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

カ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

キ 個人情報保護に関する資格証明書

ク 作業計画書（作業施設の所在地および所有者を明記すること）

ケ 個人情報の輸送について講じている安全対策および輸送に関する計画書

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 申込書等の受付

申請書等は、次のとおり受付する。

ア 受付期間 令和8年4月24日（金）から令和8年5月8日（金）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市市民生活部国保年金課国保年金資格担当

ウ 申請用紙 秋田市市民生活部国保年金課ホームページから入手すること

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については令和8年5月18日（月）までに通知する。

5 その他

(1) 提出された申込書等は、返却しない。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させてはならない。なお、一部の業務を第三者に委託又は請け負わせる場合は、外部委託の報告書、個人情報保護に関する資格証明書および営業履歴書を契約締結時に求める。

- (4) 仕様書中、別紙 1 から別紙 9 の資料の配布および質問の受付は、令和 8 年 4 月 24 日（金）から同年 5 月 8 日（金）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までに秋田市市民生活部国保年金課において行う。ただし、最終日の質問の受付は、午前 9 時から正午までとする。
- (5) 仕様書等についての質問は、質問書で提出するものとする。質問書様式については、秋田市ホームページから入手すること。
- (6) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市市民生活部国保年金課
国保年金資格担当 電話 018-888-5633